別記様式第2号(第4条関係)

【表面】

広島大学利用登録証

利用登録番号

事業者名

有効期限　　　年　　月　　日

上記の者は，本学の施設等の利用事業者であることを証明する。

　年　　月　　日

広島大学長 　印



【裏面】

注　意　事　項

1　次の場合において，必要に応じ本証を提示しなければならない。

(1)本学の施設等を利用するとき

(2)本学の学内外で本学の学生又は職員であることを証明するとき

2　本証は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。

3　本証を紛失し，若しくは著しく損傷し，又は本証の記載事項に変更があった場合は，遅滞なく届け出て，再発行を受けること。なお，紛失(盗難)もしくは著しい損傷において，その事由が天災その他不可抗力によらない場合の再発行費用は有償とする。

4　次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく本証を返却しなければならない。

(1)学生又は職員がその身分を喪失したとき

(2)(1)に掲げる以外のものが本学の施設等の利用資格を喪失したとき

(3)本証の有効期限が満了したとき

5　本証は，認証を行うために必要な情報をICチップに記録しているので，取り扱いに留意すること。

6　この注意事項に定めのないことについては，身分証毎に定められた取扱規則等(広島大学学生証取扱細則，広島大学職員証取扱要項，広島大学利用登録証取扱規則)及びその他本学の諸規則に定めるところによる。

【連絡先】国立大学法人広島大学

〒739-8511　広島県東広島市鏡山1-3-2　TEL 082-422-7111(代表)